

Title	建国初期の中国における対日政策 (1954-1956) : 対米関係の視点からの考察
Sub Title	Chinese policy towards Japan during the early days of the PRC (1954-1956) : a review from an anti-America point of view
Author	廉, 舒(Lian, Shu)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2018
Jtitle	Keio SFC journal Vol.17, No.2 (2017.) ,p.134- 152
JaLC DOI	10.14991/003.00170002-0134
Abstract	本稿は対米関係の観点から、1954年から1956年までの中国の対日政策を検証するものである。中国は、アメリカの対中国政策を覆すために、日本に対して関係を正常化させることでその中立化を図ろうとし、日米間の対立点を利用して日本の国民を味方につけようとした。この時期における中国の対日経済政策および戦犯釈放措置にも、対米関係を見据えて行われたという側面が見られる。中国の対日政策は多くの点において対米関係の一環として展開したのである。
Notes	自由論題 研究論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0402-1702-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

[研究論文]

建国初期の中国における対日政策 (1954-1956)

対米関係の視点からの考察

Chinese Policy towards Japan during the Early Days of the PRC (1954-1956)

A Review from an Anti-America Point of View

廉 舒

慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師

Shu Lian

Part-time Lecturer, Faculty of Policy Management, Keio University

Abstract: 本稿は対米関係の観点から、1954年から1956年までの中国の対日政策を検証するものである。中国は、アメリカの対中国政策を覆すために、日本に対して関係を正常化させることでその中立化を図ろうとし、日米間の対立点を利用して日本の国民を味方につけようとした。この時期における中国の対日経済政策および戦犯釈放措置にも、対米関係を見据えて行われたという側面が見られる。中国の対日政策は多くの点において対米関係の一環として展開したのである。

This study is about Chinese policy towards Japan from 1954 to 1956. China tried to establish normal relations with Japan in order to make Japan take neutralized position between China and the US. To reach this goal, China put into practice an active economic policy and released Japanese war criminals in order to get the Japanese people's support. Chinese policy towards Japan at the time was conducted as one of its countermeasures towards the US.

Keywords: 50年代中国外交、中国対日政策、戦犯釈放問題

Chinese diplomacy in 1950s, Chinese policy towards Japan, releasing Japanese war criminals

1 はじめに

本稿は、中華人民共和国成立（以下、建国）初期における中国の対日政策を、対米戦略の視点から検証するものである。

建国初期の中国外交に関しては、1990年代以降、多くの研究成果が発表

された。その多くは新中国の対米ないし対ソ政策の分析に関するものであり、それに比べて、中国の対日政策に関する研究は比較的少なかった。ただ、近年、中国外交部檔案館に所蔵されている外交史料が一部公開され、それによって中国の対日政策・外交をめぐる研究環境は飛躍的に改善されるようになった。新しく公開された檔案資料を用いて分析した研究成果として、日本人の引き上げ問題を考察した大澤武司の研究や「日本の中立化政策」をめぐる中国側の対日認識を検討した杉浦康之の研究などがあり、これらの研究によって、中国の対日指導体制や日中民間貿易協定の締結をめぐる中国側の対応などはすでに明らかにされていると言える¹⁾。しかし、建国初期の中国の対日政策に関する先行研究は、ほとんど日中の二ヵ国関係に限って論じられたものであり、中国の対米戦略との関係から論じたものはほとんど見当たらない。

対米戦略の視点から 1950 年代における中国の対日政策を考察することは、同時期の中国対日政策の全体像を理解する上で不可欠な部分であると言える。

周知のように、1950 年代における中国の対外戦略の底流には、国際社会の中国承認問題、自国の安全保障問題への中国政府の関心が根強く存在していた。建国後まもなく、朝鮮戦争が勃発し、それによって台湾問題の解決が不可能になり、またアメリカが自らの影響力を利用して国際社会において中国封じ込め政策をとったため、米中両国は完全なる敵対関係になった。朝鮮戦争停戦後も、アメリカは中国に対して強硬な姿勢をとり続け、中国にとって安全保障上の脅威であった。こうした状況のもとで、中国政府はアメリカとの戦争回避に追われつつ、1970 年の米中関係緩和まで、如何にアメリカに対抗するのかという課題を抱えていた。1950 年代における中国対日政策はまさにこのような戦略の下で展開されたのである。このような対日政策の展開のプロセスを、本論文では、外交部の檔案資料を用いて、対米戦略の視点から検証することとする。

具体的な検討時期は、1954 年から 1956 年までの間に設定される。その理由として、同時期は対米関係を含めて中国が最も積極的に対外政策を展開した時期であることがあげられる。中国政府は 1953 年まで朝鮮戦争に忙殺されており、明確なアジア政策も日本政府に対する積極的な動きも見せなかったが、ジュネーブ会議が開催された 1954 年以降、国家間関係を一層重視する「平

和外交政策」を展開するようになった。具体的には、中国承認問題を進展させるために対米関係の構築に向けて模索すると同時に、西側諸国に働きかけることを通してアメリカの対中強硬政策の切り崩しを試みた。このような積極的な対外政策の展開は1957年まで続き^[2]、対日政策に大きな影響を及ぼしていたように思われる。つまり、1954年から1956年までの間には、中国政府は日本政府に対して関係樹立を求めただけでなく、日本の国民にも直接に働きかけ、全力で対日関係の打開を試みようとしたのである。以下、このような対日政策の展開のプロセスを詳細に検証していく。

2 対日政策：拒絶から「中立化」への変化

1952年の「日華平和条約」締結後、中国は日本政府との接触を拒否する姿勢を見せた。インド、パキスタンなどの資本主義国家の駐在機構を通じた、日本側からの中国への接触の試みに対して、中国指導部は、「日本から送られたいかなる書類も受け取ってはならないし、すでに受け取ったものはレターヘッドのない封筒で返送しなくてはならない。そして社交の場においても一切かわってはならない」という指示を出し^[3]、日本が国民政府を中国の正統政府として認めたことに対抗する姿勢を取っていた。朝鮮戦争停戦の可能性が高まるにつれ、日本に対する「国民外交」^[4]は活発の度を増し、中国は、日本政府との接触は拒否しつつも日本国民との連携を重視し、日本政府牽制政策を取るようになった。全体的に言えば、この時期における中国側の対日姿勢は、前進はしたものの依然として慎重な態度を崩していなかった。

中国側の対日姿勢が大きく変わったのは1954年9月以降であると思われる。9月11日、ソ連外務大臣モロトフは日本の『新日本新聞』の質問に答え、日ソ関係改善の機運はすでに熟したと考えており、日本との関係正常化の準備もすでにできていると述べて、日本政府も関係正常化の準備を整えてほしいと要求した^[5]。その後、1954年10月11日、周恩来は日本国会議員訪中団と会見した際、「平和共存の五原則は、中国とインド、ビルマとの関係に限られるわけではなく、中日関係にも適用される。もし日本が独立自主の国家となれば、我々は日本と相互不可侵条約を締結したいと望んでいる。現在の中日関係の障壁については、問題は中国側にあるのではない。日本の人民が選ん

だ政府であれば、我々はどのような政府であっても承認するが、日本は中国の人民が選んだ政府を承認していない。…根本的な原因がすべて日本政府にあるというわけではなく、日本政府の頭上にはさらにアメリカがいる」と述べて、中国側の立場を表明している^[6]。朝鮮戦争停戦まで、中国は吉田政権を強く非難していたが、一方では日本において反米、反日本政府民衆運動が起きることで中国の脅威であるアメリカをアジアから締め出せるだろうとの期待を抱いていた。しかし、上記の談話からは、アメリカを牽制しつつ日本政府との関係を発展させようとする中国の意思が読み取れ、対日関係に積極的に取り組もうとする姿勢がうかがえる。

1954年10月12日、ソ連は旅順港に駐在していたソ連軍の撤退を発表した^[7]。また同日、対日問題に関する中国との共同声明を発表した際、ソ連は「政治制度の違いはあれ、平和共存の原則の下で中ソ両国は日本と幅広く貿易および文化交流関係を発展させ、日本との関係を正常化するためにさらなる措置を取りたい」と言明した^[8]。これを受けて中国は翌13日に、「ソ日、中日関係正常化の機はすでに熟している」、「日本との国交を回復し正常化させた」として、ソ連の発表に呼応した^[9]。こうした中、鳩山一郎が1954年12月に日本の首相となった。鳩山内閣は対外政策の重点項目として、ソ連・中国との国交正常化を掲げたが、それはある意味で、中ソ両国の対日共同宣言に応える形となっていた。日本の動きに対し中国は『人民日報』社説の形で、「日本新政府のこの声明は歓迎されるに値するものである」、「わが国との関係正常化に関して日本がとりうるすべての実行可能な措置を歓迎する」と積極的な姿勢を改めて示した^[10]。

1950年代初期、中国はソ連との協調を重視していた。中国にとってソ連との関係は、対米戦略に劣らぬ重要性を持っていたのである。1955年1月、赴任直前の駐ソ大使の劉曉と会見した際、毛沢東は劉に対し「対外政策の面においてソ連に協力するように」と指示している^[11]。この時期に中国が積極的に対日政策を展開した背景には、対日政策における中国の対ソ協調姿勢があったと思われる。しかしその一方で、この時期の対日政策は、対米戦略においても重要な意味を持っていた。中国はソ連との連携によって安全保障や経済援助を一定程度確保したものの、国際社会からの承認を得られていなかっ

た。ソ連との連携だけでは、中国の国家戦略である国際社会の中国承認、国連加盟などを実現できないという現実に直面していたわけである。この難局を打開するために、1954年のジュネーブ会議の際、すなわち朝鮮戦争停戦後まもなく、毛沢東はすでにアメリカとの接触を図ろうとしていた^[12]。1955年、さらに中国はバンドン会議の場を借りて、アメリカに対し関係改善を呼びかけただけでなく、アメリカの同盟国であるイギリスに米中間の直接交渉を仲介させようとしている^[13]。中国はアメリカとの関係改善を模索する一方で、米同盟国と中国との関係を改善することによって逆にアメリカを孤立させ、その中国不承認政策を覆すことに力を入れたのである。

アメリカを孤立させることが対日政策においても重要な課題であったことは、新中国建国後から中国共産党の対日工作を担い1955年から中央対外連絡部秘書長を務めた人物である張香山の回想録にも記されている。張の回想録によれば、当時中国外交を推進する中央対外連絡部の王稼祥部長が、対日関係部門の責任者を招集し「中共中央の対日政策と対日活動に関する方針と計画」と題する対日政策案を起草したという。同起草案は政治局の討論と承認を経て、1955年3月1日に採択されたが、そこで述べられたのは、「外交関係の正常化」を目的とし、「米軍が日本から撤退することを主張するとともに、米国が日本に軍事基地を建設することに反対する…（略）…日本政府に圧力を加え、米国を孤立させ、日本政府に中国との関係を見直させる」という基本原則であった^[14]。この方針からもわかるように、アメリカを孤立させることは対日政策における重要な課題だったのである。なお一般的に当時の中国では、国家間の関係については外交部が担当し、中国共産党と外国の政党の間関係については中央対外連絡部が担当することになっていたが、中国の対外政策については、まず中国共産党中央が決定し、外交部や中央対外連絡部などの担当部門が中央の指示に従って計画を実行に移すことになっていた。王稼祥は当時中央対外連絡部長ではあったが、同時に外交部副部長でもあり、また駐ソ連大使の経験もあったため新中国外交の開拓者の一人であったといえる。そのため、当該時期の対日政策は、王の指示のもとで進められることもあったわけである。それに先立ち1953年10月29日に、日本に留学した経験があり、当時中国政務院副総理だった郭沫若が、日本の「国会議

員日中貿易促進連盟」代表団に対し、すでに「中国は日本の中立的立場を歓迎する」と語っていたことにも触れるべきであろう^[15]。

1955年に入ると、中国は「日本中立化政策」をさらに鮮明にしていく^[16]。中国はバンドン会議に参加する日本の動向について情報を収集し、日本への対応に腐心した。中国外交部檔案資料には次のような中国の対日本分析を見ることができる。「日本は会議で我々と接触したいという希望を抱いている。我々がもし会議でアメリカを非難すれば、親米の日本を苦境に陥らせることになる。我々は、日本が厳しい立場にいることを理解している。日本に基本政策があることを見通すことができさえすれば、我々は日本に日米安保条約撤廃を要求しないであろうし、また日本に東西両陣營のどちらかをただちに選択するよう強いることもしないであろう。公開されている材料から考えると、日本の最大の目的はこの機会に乗じアジアに対して自主的な経済外交を展開することにあるようだ」^[17]。中国は、日本政府との関係打開を図る基本方針、及び以上の分析に基づき、バンドン会議において積極的に日本と接触することになる。

中国外交部檔案資料に見られる、1955年4月の周恩来と高碕達之助（経済企画庁長官）との談話には、中国側の意図が明確に示されている。周恩来は次のように述べている。「中日関係の改善は双方の努力にかかっており、前進がなければ、両国民を失望させることになる。日本は、中国と国交を樹立するためにアメリカと国交を断絶する必要はない。現在、双方で商業機関を設立することができ、村田省藏氏は民間の商業機関の設立を提案しているが、民間では政府レベルの問題解決が困難である。政府レベルの商業機関を設立できないなら、外交特権を持つ政府レベルの機関を設立すべきである」^[18]。日米同盟への配慮も見せつつ、日本と政府間関係を樹立したいという意思の表明である。中国は日本に、米中関係の間では中立の立場を取ってほしいという「日本中立化政策」を明示している。1956年になると、中国の日本中立化政策はさらに明確になる。1956年4月30日張聞天外交部副部長は、社会主義国家の駐中国使節団に対し、中国のアジア諸国間関係および中国の政策について紹介した際、日本について以下のような分析を行っている。「日本政府は親米的であるが、しかし動揺もしている。日本国民の反米運動は日本政

府に大いに圧力をかけている。支配階級内部にも分裂が生じ、一部の人々は中ソとの関係改善を主張している。日本政府内部にも対立があり、鳩山と重光の考えは一致していない。中国の対日戦略は日本を中立化し、中国との関係を正常化させることにある^[19]。こうした方針の下で、中国は日本への呼びかけを継続し、1956年5月5日周恩来は、訪中した日本労働者代表団、日本金属機械産業組合代表団、日本機関紙代表団に対し、「鳩山首相の中国訪問を期待している」と述べ、中国と日本は自由に貿易を行う前に、まず両国の国交問題を解決しなければならないと、改めて国交正常化を呼びかけた^[20]。周恩来はアメリカの影響下で日本政府の置かれている困難な状況に理解を示す一方、「我々はすぐに国交回復を実現しようと言っていないが、国交回復の方法を探し求めることは必要だ」と、日中関係正常化に関する中国政府の考えを再び示した^[21]。中国には、アメリカの強力な影響下にある日本との関係改善が困難であり、早期国交回復の可能性は少ないとの認識を持ちつつも、政府レベルでの関係打開の必要性も十分認識していたといえる。

1956年7月28日周恩来は、日本工商界代表団と会見した際、鳩山首相、重光外相の中国訪問を歓迎すること、また日中両国がすぐには国交樹立できないにしても、日中関係正常化のために、双方が接触し始めるべきであることを改めて表明した。その上で、「アジアの中で我々と友好関係にあるインド、ビルマ、インドネシアは言うまでもなく、こうした国家とセイロン、アフガニスタン、シリア、ネパールといった国々はみな、共産主義でも社会主義でもなく、共産党が指導する国家でもないが、平和的中立国である。我々は近隣の日本もこうした国々と同様な位置にあるよう希望していると述べ、日本の中立化を望んでいることを改めて言明した^[22]。

以上のように中国の指導者らは、日本政府及び多くの日本訪中団に対し、日中関係の正常化を繰り返し呼びかけ続けた。この時期に中国は、民衆運動への期待や日本政府との接触拒否といった建国直後の姿勢を転換し、貿易関係促進や、日中政府間関係の樹立に力を入れるようになったのである。しかし日本の軍国主義の復活やアメリカの軍事脅威に対する警戒心は、従来通り消えることはなかった。中国は、日本を中立化させることで、安全保障面でのアメリカからの圧力を軽減させようと図る一方で、日中国交回復を目指す

ことによって、アメリカの中国政策に打撃を与えることも同時に狙った。しかし冷戦状況の中、日米安保条約を締結した日本政府は、対中国問題では対米協調路線を取らざるを得なかったわけで、この点について中国は、日米同盟の要素を軽く見積もっていたと考えざるを得ない。

3 中国の対日経済政策及びその目的

1950年代において中国は日本国民の力を重視していた。建国直後、中国は日本国民と日本の軍国主義者とを峻別する方針を決定し、日本政府との関係を断絶する一方で、日本国民を連携の対象とした。1950年1月17日の『人民日報』の社説には、次のように述べられている。「日本帝国主義は過去現在を問わず中国人民の敵であるが、日本人民は中国人民の友人である。中国人民と日本人民の共通の敵は、日本帝国主義及びそれを支持する米帝国主義である」^[23]。1950年代における対日政策は多方面に及ぶ。日本経済界との関係を巧みに利用する一方で、政府間関係を打開するための取引材料として日本人の引き上げ問題に積極的に取り組んだが、そこには日本国民を引き寄せようとする意図があった。

まず、経済界との関係の側面から中国の対日政策展開のプロセスを検証したい。

3.1 アメリカ禁輸政策への非難

日中貿易の促進は常に中国の対日政策の一環として扱われた。1952年6月1日、中国国際貿易促進委員会主席の南漢宸は、日本政府の意に反しモスクワ経由で北京入りした日本側の政治家、高良とみ、帆足計、宮腰喜助の三人との間で第一回日中貿易協定を締結した。西側諸国による対中禁輸が実行されていたため、実際に貿易できる品目は極めて限られたものでしかなかった。その後1953年6月30日南漢宸は、1952年6月に調印した第一回日中貿易協定を1953年末まで延長すると発表した。その上で南漢宸は「事実が証明しているように、日米反動派の禁輸、封じ込め及び破壊活動を打ち破らない限り、中日貿易の順調な発展は不可能である」と指摘し、さらに「中日貿易の障害を取り除くために日本人民がさらに努力することを信じている」と述

べ^[24]、アメリカと日本政府の禁輸政策を非難した。

1950年代半ばに入り、中国との貿易を求める日本側の気運がさらに高まったため、アメリカは日中貿易の進展に強い警戒心を示した。アメリカは日本の商社が共産諸国に貿易代表を派遣するなら、これらの商社のアメリカにおける資産を凍結するという方針を示し、日本商社と共産国との間の貿易拡大を阻止しようとした^[25]。それについて中国のメディアは、アメリカは「日本のアジア国家との平和共存及び経済・文化面の協力関係を邪魔している」と、アメリカのやり方を非難した^[26]。そして、中国は日中間貿易促進をさらに日本側に呼びかける。1955年5月4日、雷任民を団長とする中国貿易代表団は東京で、日本国際貿易促進会、日本日中貿易促進議員連盟と第三次民間貿易協定を結び、公報を発表した。この公報の中で中国は、両国の貿易関係を十全に発展させるためには、両国政府の交渉によって、貿易協定を締結しなければならない。それを実現するために両国民は努力すべきだと呼びかけている^[27]。中国メディアはそれと合わせて以下のような記事を掲載した。「中華人民共和国は、成立当初から、中国政府の平等・互恵の原則に基づき、各国政府および人民との貿易を発展させたいと表明してきた。特に日本に対し我が国政府指導者は、中国を訪問した日本代表団に対し正常な貿易関係を発展させたいと何度も表明してきた。過去の何年間か、中国政府と人民は中日貿易に積極的に取り組み、そして日本工商業界及び日本国民の努力によって、両国の貿易関係は大きな進展を遂げた」。また以下のようにも指摘して、改めてアメリカの禁輸政策批判を展開した。「残念なのは、今になっても両国の貿易関係は不正常的な状態にあることである。日本政府はアメリカの圧力に屈し、我が国に対しいわゆる『禁輸』政策を実施している。…日本政府が中国に実施した『禁輸』政策の結果、中国市場への輸出は人為的に縮小させられ、アメリカや他の国から高額の工業用原料を購入せざるを得ず、日本経済発展に多くの困難をもたらした」^[28]。

1955年10月14日、周恩来は日本工商界訪中国と会談した。日中両国貿易発展状況について、周恩来は次のように述べ、政府レベルの関係発展を改めて呼びかけた。

中日貿易協定の規定によれば、両国の貿易は本来大々的に発展するはずであったが、しかし目下の所は限界が見られる。それは両国が国交を回復させておらず、アメリカによる『禁輸』の制限を受けているからだ。…現在日本政府は、中日の国交回復問題はまだ検討できないが貿易は進められる、という説明に終始している。日本政府はアメリカに非難されないように国交回復問題を避けたがっている。ここでいう「貿易を進める」とは、『禁輸』の範囲内で可能であるに過ぎない。日本政府は明らかに、いくつかの難問については中国側に投げ、自らは一切の責任を負わないようにしたいのだ。…しかしこれは我々には受け入れがたいことだ。中日両国政府は、いかに国交を回復させるかという問題について、話し合いを始めるべきである^[29]。

周の談話からわかるように、中国は日本との貿易関係を政治関係の進展と結びつけようとしていた。1956年に入ってから中国は、日中貿易は将来性が大きいことを指摘し、アメリカの禁輸政策は日中貿易を妨害していると重ねて表明し^[30]、さらには日本政府の支持なしに日中貿易関係を促進することは困難であると繰り返し日本側に言明するようになる。中国の見方では、日本政府は対中国政策を完遂するため日中貿易へのコントロールを強化しており、日本国民及び日本工商界も両国の貿易発展に積極的であり、それは日本国内での一種の国民運動になっていたと考えられる^[31]。以上のように、中国が日本に向けて発する貿易関係発展の呼びかけにも、反米的な要素が現れていることがわかる。

3.2 経済関係強化における反米の意味合い

では、中国が日本に対し民間貿易を促進し、経済関係を強化しようとした目的は何であろうか。もちろん一つには、民間関係を政府関係に発展させる「以官促民」がその一つであったわけだが^[32]、もう一つ考えられるのは、対米関係の問題である。公表されている外交部文献には、中国側の考えが反映されている。中国外交部檔案資料によると、1956年の対日貿易方針と計画は次のようになっている。

「現状を見るに、1956年両国政府間で締結した貿易協定では、貿易関係正常化実現には条件がいまだ整わないものの、これまでの貿易関係を基礎にさらに一步前進させ、両国間の商品交換を実現させることは可能である。したがって日本との経済関係強化によって、日本の対米経済依存を弱めると共に、政治面で日本を引き寄せることができる。」「こうして日本の独占資本の関心を引きつけると同時に、日本の中小企業も味方に引き入れることができる。中日貿易のさらなる拡大は、日米間の矛盾をさらに先鋭化させ、同時に中日両国間の貿易関係正常化にとって十分な経済的条件を用意することができる」^[33]。そのために、「1956年に、我々は対日貿易を積極的に発展させる方針をとり続けるべきだ」^[34]。

1950年代の中国経済は発展が遅れていたため、日本を含む西側陣営との貿易の呼びかけは、あくまでも一種の外交攻勢であった。以上の方針から見られるように、中国の対日貿易促進の目的は、日本との経済関係強化によって、日本国民を味方につけつつ、日本政府との関係改善を実現し、政治的に日米を切り離すことにあった。

中国の呼びかけは確かに日本経済界を動揺させた。中国貿易が直ちに日本経済の起死回生薬とはならないとの見方もあったが、大手企業を含め日本経済界の中国貿易に対する態度は積極的になっていった。「五億八千万の中国の人口、しかも生活水準の今後の上昇を思う時、中共は見逃すことのできない市場だ。地理的、歴史的に関係の深い中国との貿易を阻んでいるのは政治だ」^[35]という経済界の不満は、西欧諸国に比べて立ち遅れている日本政府の消極的な対中貿易策に対して、ますます高まっていったのである。

4 戦犯問題の解決—日本国民の取り込み

戦犯問題の対応にも対米関係の要素が明確に存在していた。以下、この問題をめぐる中国側の対応を検証する。

1954年10月、新中国建国後初めての代表団、中国赤十字代表団が日本に派遣されたが、これは新中国建国後最初の大規模代表団の日本訪問であった。中国代表団の訪日には、アメリカ及び日本の反中勢力が反対していたが、中

国代表団の東京入りこそアメリカと反中勢力への打撃になると中国は考えていた^[36]。代表団の目的は、中国大陸の残留邦人引揚問題や戦犯釈放の協議にあった。中国は、残留日本人問題に積極的な姿勢を示すことによって、日本国民の心を引き寄せようとしていた。そして、1954年10月、周恩来は訪中日本代表団に対して中国側の考えを表明し、中国は日本の戦犯に対して寛大な対応を取りたいと述べた^[37]。中国は日本国民の関心が非常に高かった戦犯問題にも、以前より積極的な態度を示したのである。

日ソ国交樹立交渉において、日本人の返還問題は日本にとって極めて重要な問題になっていた。1955年6月17日、日本政府は声明を発表し、ソ連に抑留された日本人の問題をめぐるソ連政府の対応を強く非難し、ソ連に残ったすべての日本人を釈放することを日ソ両国平和条約締結の条件とした。外務大臣の重光もこの問題に触れ、ソ連に抑留された日本人の返還問題にしっかり対応しなくてはならないと改めて強調し、日本政府の決意を表明した。さらに日ソ国交正常化交渉の過程で、日本のマスコミが日本人の釈放問題を頻繁に取り上げるなどしたことから^[38]、戦犯問題こそ日本側世論の最大関心事であり、これが鳩山内閣の対ソ関係改善の取り組みへの後押しとなったことを^[39]、中国側は理解した。

中国政府はその国民感情に配慮して、戦争状態が終結するまで日本人戦犯を釈放しない方針を取っていた^[40]。中国の指導者たちは、訪中した日本人の談話からもこの問題が日本国民にとっていかに重要であるかを知り、戦犯問題の解決策を模索するようになった。1955年8月16日ジュネーブで、沈平駐ジュネーブ中国総領事から田村景一総領事に宛てて、日中国交正常化と国際緊張緩和のために、日中貿易問題、往来問題などに関して北京で協議したいとの意向が伝えられた^[41]。この中国側の提案は、7月15日に日本政府が、中国大陸の在留邦人並びに戦犯の引揚促進と、行方不明者の搜索を要請したことに対する回答であった。つまり中国政府は日本側の中国残留邦人帰還要求に対し、国交正常化に向けた日中関係の全般的な協力への呼びかけとして答えたのである。残留日本人帰還問題を日中関係の全面的な進展とリンクさせるとというのが中国側の考えであった。

中国は日中国交回復への一助とするため、関心の高い戦犯問題を持ち出し

日本国民の注目を得ようと考えたのだが、中国国民の感情にも配慮する必要があった。従って1955年10月3日、周恩来が日本社会党の野溝勝と会見した際には、戦犯釈放の機はまだ熟していないという見解を示し^[42]、また1955年10月15日、毛沢東が日本国会議員訪中団と会見した際、上林山栄吉から提出された戦犯の早期釈放要求に対し、次のように答えてもいる。「この問題は中国の人民の問題であるが、中日両国はまだ戦争状態が収束しておらず、国交を回復させていないため、現在この問題を取り扱うのは時期尚早である。いわゆる戦争状態の収束とは、一言で言えば両国の正常な関係を回復させることであるが、その時が来ればこの問題は簡単に解決できる」^[43]。このように中国指導者の発言からも、当初戦犯釈放問題において中国が慎重な姿勢を見せたことがわかる。

中国が戦犯釈放問題に積極的に取り組むようになったのは1956年からである。この問題については、同年3月14日の中国人民政治協商会議で最初の議論が行われ、16日の「中央会議文件報告」の討議を経て、戦犯処理を実行に移すため、これを指揮する「処理戦犯指導組」の設置が決定された^[44]。そして中国共産党中央は、1956年4月から日本戦犯処理に関する通知を中国各地に対して発信している^[45]。ではなぜ、中国がそれまでの戦犯政策を転換し、戦犯釈放の進行を加速させたのであろうか。中国が戦犯釈放を加速させた背景については、中国側の外交資料で以下のような中国側の認識が示されている。

日本民族とアメリカ帝国主義との間には対立が存在している。日本対外政策の変化を絶えず利用し、日米の対立を深めていくことは、極東地域の平和維持及びアメリカの戦争準備に反対する上で非常に重要である。なぜならば、日本の軍国主義勢力が再び台頭し、再度侵略戦争を引き起こさない限り、アジアには他に戦争を引き起こすような国家が存在するとは思えない。また、日本がアメリカによる侵略の前線基地とならない限り、また日本の支配階級の支持と協力が無い限り、そしてまた日本国民が利用され戦争の犠牲者にならない限り、アメリカがアジア地域で戦争を引き起こすことは不可能であり、アメリカの思惑は実現されない^[46]。

すなわち中国は、この時期になっても、依然としてアメリカとの戦争勃発を危惧していた。また同時に中国は、日米間にすでに対立が存在するという認識を持っていたのである。第21回国会演説において鳩山は、日本にとって「最も重要な任務は、できる限り早く国の完全な独立と自由を獲得することである」と述べ、また鳩山内閣の外相である重光葵も日本の外交方針について、「自由主義諸国との協力という日本の根本方針を妨げない限り、共産諸国との協調を希望している」とすでに述べている^[47]。日ソ国交回復の実現が近づき、中国は鳩山政府の対外関係に新しい変化が生じたと見ていた^[48]。すなわち、日本の新政権はアメリカの支配からの独立と社会主義陣営諸国との関係改善を望んでいると、中国は読み取ったのである。そして、この変化をより拡大させることが中国の安全保障にとっても重要であると考えた。中国は日米間の対立を過大視する傾向を持ちながらも、一方では日本との関係改善によって、アメリカとの戦争を回避したいという考えを持っていたのである。

以上のような認識に従い、中国は次のような対日方針を決定した。「日本に対しては中国の影響を絶えず拡大していくことで、日本国内に存在する全反米勢力及び平和勢力を味方に付け、連携を図る。日米の対立を拡大させ、アメリカによる日本軍国主義勢力復活の企みを阻止し、徐々に日本を中立化させることで、中日関係の正常化を目指す」^[49]。この目標を実現させるためには、日本政府との関係を前進させると同時に、日本国民の力も借りなければならない。そこで、中国は日本国内の親中国勢力を拡大させ、それと連携して反米統一戦線を形成しようとした。そして日本国民の日中関係改善を望む気運に呼応し、戦犯釈放を対日政策の一環として加速化させたのである。中国は、戦犯釈放の正当性について次のようにまとめている。「日本の戦犯に対する処理は、厳正な態度を採りつつ、かつ寛大な方針も採用する——これが、形勢の変化に応じて我が国の政府が採用すべき政策であろう。これは、我が国の人民と政府が中日関係正常化のために取る、最も新しくかつ重要な措置である。こうした政策や措置は、我が国の人民にとって充分利益となる」^[50]。このように中国は自国民に対して、戦犯釈放が中国の社会主義建設に損害を与えることはなく、アメリカを孤立させ日本国民を味方に付けることこそ、日中関係正常化を促進するのに大いに有意義だという宣伝を強力に展開した。中

国のこうした姿勢からは、戦犯釈放問題が明らかに対米政策の一環として展開されたことがうかがえる。

しかし中国政府のこうした決定に対して、中国国内には一定の不満が存在していた。中国政府は日本の戦犯を釈放することで中国国内の反発を招かないように腐心する^[51]。1956年4月10日に中国共産党中央は、中国各地、特に日本の侵略による被害が深刻だった地域で、政府の政策を中国人民に説明するよう、中央各部署、各省、自治区などの地方行政機関及び人民解放軍総政治部、人民日報、新華社など対し指示を出した。

中央による日本戦犯処理に関する宣伝通知を伝達する。人民代表大会常務委員会が日本戦犯に関する処理決定を公表した後、適当な機会を選び県以上の政府機関において広範囲の党内外幹部に本通知の内容を口頭で伝達すべし。また本通知及びこれまでに公表した資料に従い、党内外の幹部に（口頭）報告することも可。しかし本通知は公表してはならない。抗日戦争の際に深刻な被害を受けた地域（主に華北と東北地域）に対しては、関係省政府は本通知に基づき、その地域の特徴及び人民の思想状況に合わせて、簡単で分かりやすい宣伝概要や報告概要を別に用意し、戦犯処理問題について、それぞれ地域の民衆に対してわが国政府の政策を説明すべし^[52]。

この通知からわかるように、中国政府は中国国民に説明する際、政府からの正式通知を公表せず「口頭」で説明する方法を選んだが、その意味するところは大きい。中国国民の感情に配慮しつつ、対日関係改善を急ぐ中国政府の腐心の度合いを知ることができるだろう。

そして、1956年6月から8月までの三回にわたり、日本人戦犯に対して起訴を免除し、即時釈放を行った^[53]。中国のこうした動きは日本のメディアに頻繁に報じられ^[54]、日本国民からの反響は大きく、日中関係の改善を求める世論が高まった^[55]。中国は「戦犯に対する中国政府の措置はこれまで中国を訪れた友人に対して取った方針と全く一致する」と日本国民に友好的なメッセージを送り続けると共に、「中国政府は日本政府に対し、中日関係の正常化

を促進する問題について両国政府間で話し合うよう一再ならず提案した。日本政府は最近、中日貿易を発展させる問題で比較的積極的な態度を取っているが、全般的に言ってまだ実際の行動で中国の提案に応じるに至っていない」と改めて日本に積極的な対応を要求した^[56]。中国は日本国民の支持を獲得するために、国民的関心事である残留邦人問題に積極的に取り組んだ。1953年から1958年の間に、全部で21回、3万5千人の残留邦人の帰国が行われた。

中国が、日本の戦犯を釈放することによって日本との国交回復を期待したことは確かに言えるが、中国外交部檔案資料からは、それよりむしろ安全保障上の脅威であるアメリカに対する認識の方が、中国にとってより重要であったことが読み取れる。この時期になっても明らかに中国は依然としてアメリカからの脅威に対して強い懸念を抱いていたのである。日米間を切り離し日本国民の団結と支持を獲得することを目的に戦犯問題解決の進展が図られたわけだが^[57]、当時出現した新たな国際情勢に対応し、日中関係正常化に向けて取った最も重要な措置でもあったといえよう^[58]。

5 おわりに

本稿は、1954年から1956年までの中国の対日政策を二国間関係という視点ではなく、中国の対米関係を中心にして検証してきた。

朝鮮戦争停戦後、米中関係には進展がなく、中国にとってアメリカは依然として最大の脅威であった。中国は、日本国民との連携を重視しながらも日本政府との接触は拒否するという従来の姿勢を転換し、日米の関係をそのまま存続させながら、日中の関係正常化を進めることで、日本を中立化させようとした。それを実現するために、中国は、日米の対立点や日本の支配階級内部の対立を利用し、さらに日本国民との民間レベルの関係を促進させることで日本政府に圧力をかけ、中国との関係を改善させる方針を取った。日本を中立化させることで、アメリカからの圧力を分散させることができるだけでなく、アメリカの中国政策への打撃に繋げることができると中国は考えていた。中国の外交資料が示すように、この時期における中国の対日経済政策及び戦犯釈放措置には反米意識が鮮明に表われている。対日経済政策、戦犯釈放の実施などは、対米関係の観点から実施された措置だったと言えるのである。

中国は1954年から日本に対してさまざまな政策を試みた。しかし、日ソ国交正常化は実現したのに対し、日本を中立化させることもできず、また日中国交回復も実現できなかった。冷戦情勢の下、日本はアメリカの対中国政策に同調するのみで、日中両国政府間の関係は改善されない状況が続いた。1954年から1956年までの間に中国が展開した対日政策では、日米間の対立が過大視される傾向があったことは言うまでもない。また、同時期に中国はアメリカとの関係改善を様々に試みたにも拘わらず、アメリカの対中国政策は変わらなかった。1957年1月に、各省、市、自治区の共産党書記会議において毛沢東は、「アメリカには中国封じ込め政策を変えるつもりが無いようなので、アメリカとの国交樹立は急がない方がよい」と述べている^[59]。アメリカの対中姿勢に対し疑念を深めたことが、中国指導者らをアメリカとの「闘争」に向かわせたと言うことができるだろう。そして1957年以降、国際情勢に対する認識の違いから、対日政策にも中ソ両国間の不一致が生じる。ソ連が日本に「飴と鞭（又拉又打）」の方針を採用したのに対し^[60]、中国は日本国民の反安保闘争を支持した。1957年以降、中国は岸政権への批判を展開した。その後1972年の米中和解まで、日中関係は実質的な進展を見ることはできなかったのである。

注

- [1] 大澤氏は外交部の檔案資料に基づき、当時中国の対日外交の展開が戦犯問題の政治的な利用と絡んでいたことを指摘した。杉浦氏は中国外交の問題点が中国側の情報分析にあると指摘した。
- [2] 1957年以降、中国は再びアメリカに対して「闘争」路線をとるようになり、日本に対しても岸内閣批判を展開し、それにより日中関係は再び厳しい段階に入った。
- [3] 「拒絶与吉田政府使節来往中国（一九五二年五月二十六日）」No.102-00172-06、外交部檔案館。
- [4] 「国民外交」とは、政府間の公式の外交に対して、民間レベルで行われる外交のことであり、国交のない国同士の間によく行われるものである。「人民外交」とも呼ばれ、1972年9月の国交樹立以前の日中関係によくみられた。
- [5] Тихвинский С. Л. Вмешательство американской дипломатии в процесс нормализации отношений СССР и КНР с японией после окончания второй мировой войны, Paper for the Conference “The Cold War and the Sino-Soviet Relations” (October 1997, Beijing).

- [6] 「周恩来総理接見日本国会議員訪華団談話記録 (一九五四年十月十一日)」 No.105-00158-02、外交部檔案館。
- [7] Тихвинский С.Л. Вмешательство американской дипломатии в процесс нормализации отношений СССР и КНР с японией после окончания второй мировой войны, Paper for the Conference “The Cold War and the Sino-Soviet Relations” (October 1997, Beijing).
- [8] *Ibid.*
- [9] 「無比深厚的偉大友誼」『人民日報』一九五四年十月十三日。
- [10] 「論日本和中国恢復正常關係」『人民日報』一九五四年十二月三十日。
- [11] 劉曉『出使蘇聯八年』北京：中共党史出版社、一九八六年、四頁。
- [12] 中共中央黨史研究張聞天選集伝記組編、張培森主編『張聞天年譜 1942 - 1976』下卷、北京：中共黨史出版社、二〇〇〇年、一〇九七—一〇九八頁。
- [13] 「周恩来総理のイギリス代理大使トレベリアンとの談話の概要 (一九五五年五月二十六日)」 No.110-00141-03、外交部檔案館。
- [14] 張香山『日中関係の管見と見証』三和書房、二〇〇二年、八頁。
- [15] 「日中関係に関する郭沫若副総理の訪中団議員に対する談話 (一九五三年十月二十八日)」『日中関係基本資料集一九四九—一九六九』、霞山会、一九七〇年、五五頁。
- [16] 杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識」『法学政治学論究』第七〇号、二〇〇六年、九九—一〇一頁。
- [17] 「關於日本參加亞非會議的材料 (一九五五年三月十日)」 No.207-00085-24、外交部檔案館。
- [18] 「周恩来総理接見日本高崎達之助談話記要 (一九五五年四月二十六日)」 No.105-00211-04、外交部檔案館。
- [19] 前掲『張聞天年譜 1942 - 1976』下卷、一〇二七頁。
- [20] 「周総理接見日本工人代表団・日本五金機械産業工会訪華代表団・日本機関報代表団談話記録 (一九五六年五月五日)」 105-00500-01、外交部檔案館。
- [21] 同上。
- [22] 「周恩来総理接見日本工商界代表団談話記録 (一九五六年七月二十八日)」 No.105-00500-06、外交部檔案館。
- [23] 『日本人民の解放道路』『人民日報』一九五〇年一月十七日。
- [24] 宋恩繁・黎家松『中華人民共和國外交大事記』第一卷、世界知識出版社、一二三頁。
- [25] 『読売新聞』一九五五年三月六日。
- [26] 「進一步發展中日兩國的貿易關係」『人民日報』一九五五年四月二日。
- [27] 前掲宋恩繁・黎家松『中華人民共和國外交大事記』第一卷、一九九頁。
- [28] 「歡迎日本商品展覽会在北京開幕」『人民日報』一九五五年十月十六日。
- [29] 「周恩来総理接見日本工商訪華団团长田島正雄談話情况專報 (一九五五年十月十四日)」 No.105-00210-06、外交部檔案館。
- [30] 「周恩来総理接見日本工商界代表団談話記録」 No.105-00500-06、外交部檔案館。
- [31] 「一九五六年対日貿易方案等 (一九五六年六月二日)」 No.105-00794-11、外交部檔案館。
- [32] 山影統「中国の対日経済外交と廖承志の役割—実務統括・政治的調整・象徴」王雪萍編著『戦後日中関係と廖承志—中国の知日派と対日政策』慶應義塾大学出版会、二〇一三年、七五頁。
- [33] 「一九五六年対日貿易方案等 (一九五六年六月二日)」 No.105-00794-11、外交部檔案館。

- [34] 同上。
- [35] 「大手筋も促進への動き——結局は政治力の問題に」『朝日新聞』一九五四年八月十一日。
- [36] 前掲『周恩来年譜 1949 - 1976』上巻、四二二頁。
- [37] 「論日本和中国恢復正常關係」『人民日報』一九五四年十二月三十日。
- [38] 「送還を中心に討議」『朝日新聞』一九五五年九月十四日「戦犯送還、平和条約後に」『朝日新聞』一九五五年九月十五日を参照。
- [39] 「日ソ交渉に何を望むか」一九五五年五月二十七日「帰国を夢に」『毎日新聞』一九五五年五月三十日を参照。
- [40] 「周恩来総理接見日本左派社会党野溝勝談話記要（一九五五年十月三日）」No.105-00210-07、外交部檔案館。
- [41] 佐野方郁「鳩山内閣の中国政策とアメリカ」『二〇世紀研究』三号、二〇〇二年、五三一—五四頁。
- [42] 「周恩来総理接見日本左派社会党野溝勝談話記要（一九五五年十月三日）」No.105-00210-07、外交部檔案館。
- [43] 「毛主席接見日本国会議員訪華団談話記録（一九五五年十月十五日）」No. 105-00210-01、外交部檔案館。
- [44] 前掲大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判』一一二—一一六頁。
- [45] 「關於処理在押日本戦犯工作的請示報告」No.105-00501-02、外交部檔案館。
- [46] 同上。
- [47] 「対共産貿易も拡大—重光外相外交方針を表明」『朝日新聞』一九五四年十二月十一日。
- [48] 「關於処理在押日本戦犯工作的請示報告」No.105-00501-02、外交部檔案館。
- [49] 同上。
- [50] 同上。
- [51] 「『人民の義憤』を超えて—中華人民共和国の対日戦犯政策」『軍事史学』第四四巻第三号、二〇〇八年。
- [52] 「中央關於処理日本戦犯問題的宣伝通知（一九五六年四月十日）」No. 105-00502-02、外交部檔案館。
- [53] 「最高人民法院組織特別軍事法廷、対日本戦犯作出嚴正而寬大的判決」『人民日報』一九五六年六月二十二日、「我国最高人民法院軍事法廷、審判二八名日本戦争犯罪分子、第二批罪行較輕的三二八名戦争犯罪分子得到寬釈」『人民日報』一九五六年七月二十一日「我国釈放第三批日本戦蘇犯罪分子、在押的日本戦争犯罪分子全部処理完畢」『人民日報』一九五六年八月二十二日を参照。
- [54] 「四五人除き全戦犯釈放—周首相言明 千十七人を三回に」『朝日新聞』一九五六年六月二十八日。
- [55] 「ソ連の次は日中復交」『朝日新聞』一九五六年九月二十二日。
- [56] 「一日も早く復交を一戦犯送還は友好の証左」『朝日新聞』一九五六年六月二十九日。
- [57] 「關於処理在押日本戦犯工作的請示報告」No.105-00501-02、外交部檔案館。
- [58] 「關於処理日本戦犯問題的宣伝稿件的審査方法」No. 105-00502-02、外交部檔案館。
- [59] 「中美關係和中蘇關係（一九五七年一月二七日）」中華人民共和国外交部、中共中央文献研究室編『毛沢東外交文選』北京：中央文献出版社、世界知識出版社、一九九四年、二八〇—二八一頁。
- [60] 「近來蘇日關係的一些情況」No.109-01814-14、外交部檔案館。

{受付日 2017. 7. 27}
{採録日 2017.12. 12}